

西原村の道路景観保全に関する研究

茂田 陵¹・田中 尚人²・王 光耀³

¹学生会員 熊本大学大学院自然科学研究部 博士前期課程
(〒860-8555熊本市中央区黒髪2丁目39-1, E-mail:208d2210@st.kumamoto-u.ac.jp)

²正会員 熊本大学熊本創生推進機構 准教授
(〒860-8555熊本市中央区黒髪2丁目39-1, E-mail:naotot@kumamoto-u.ac.jp)

³学生会員 熊本大学大学院自然科学研究部 博士後期課程
(〒860-8555熊本市中央区黒髪2丁目39-1, E-mail:197d9227@st.kumamoto-u.ac.jp)

地域コミュニティの希薄化や担い手不足などにより地域景観の維持管理が危惧されている。本研究の目的は、熊本県西原村においてコモンズ性を有する道路景観の保全システムとローカルルールを、地域コミュニティによる保全活動の実態とともに明らかにすることである。具体的には、道路景観を評価する地域活動「道路品評会」から、各集落にヒアリング調査を行い、道路清掃及び集落についてローカルルールの抽出を行い、分析を行った。研究の結果、西原村では道路品評会の為の道路清掃が集落運営の軸になっているほか、住民のシビックプライドの醸成に寄与し、協働意識の形成や集落コミュニティの強化に繋がっていたことが分かった。

キーワード: コモンズ, ローカルルール, シビックプライド, 道路品評会, 区役

1. はじめに

(1) 研究の背景

近年、人口減少や少子高齢化等により、地域の運営を担う主体の減少や、担い手不足が進んでいることに伴い、地域コミュニティの希薄化が危惧されている。「地域コミュニティとは、地理的に広がりもしくは関連があり、共通の利害を有し構成員間で相互に影響を与え合う集団や組織のこと¹⁾」であり、相互扶助機能、地域文化維持機能、総合理解調整機能といった機能を有する。

地方におけるまちづくりにおいて、地域が自発的に強みを洗い出して積極的に活用し、地域ならではの付加価値を創出する取り組みが求められており、地域事情を踏まえた施策の執行を裏付ける息の長い取り組みを可能とする長期指針・ビジョンに当たる地域固有のルール(ローカルルール)の整備、運用が重要である²⁾。ローカルルールは、住民が長年居住していく中で培った地域で生きていくために知らずの内に醸成された決まりのことであり、地域風土に根差した情報が内包されている。

地域景観は地域住民により形成され、優れた景観は住民に心理的利益を共有するだけでなく、経済的利益をもたらす。しかし、複数の個人が利益を得られる共有財産(コモンズ)の性質を有する景観は誰もが享受できる反面、排他性も有しているため、持続的な維持管理が必要とされている³⁾。

(2) 既往研究の整理

道路景観の創出保全に関する既往研究では、佐々木ら⁴⁾のまちづくりの一環として、状況に関したセルフビルドに着目した研究や、箕浦ら⁵⁾の道路景観の保全活動が自治体の及ぼす影響を分析した研究、榊原ら⁶⁾の道路インフラという公共事業の観点で公民の意識形成を示した研究がある。

ローカルルールに関する既往研究としては中嶋、田中ら⁷⁾の水辺空間に対する「行動の規範」と地域コミュニティに対する「組織の枠組み」という2種類に着目し、地域コミュニティの形成過程と継続要因を扱った研究や、コミュニティ独自の意思を持ったローカルルールの存在が水辺の都市形成に関わっていることを示した田中、二村ら⁸⁾の研究、大澤ら⁹⁾のローカルルールが伝統的な地域資源の管理・利用にどう作用してきたか論じた研究が存在する。

コモンズに関する研究としては、藤田の主体としての地域住民と社会に散在する権力との関係を考察した研究¹⁰⁾や、佐野のコモンズ形成の歴史的過程を示した研究¹¹⁾、吉住¹²⁾らの湧水利用の仕組みについて利用と管理の面から考察した研究が存在する。

(3) 研究の目的

既往研究の整理から、コモンズの維持管理と地域コミュニティとの関係性を示した研究は存在するが、道路景

観に着目して地域活動との関連を説明した研究は少ない。よって、コモンス性を有する地域景観の管理には地域コミュニティが密接に関わりがあると考え、ローカルルールがその一助となると考える。本研究の目的は、熊本県西原村においてコモンス性を有する道路景観の保全システムとローカルルールを、地域コミュニティによる保全活動の実態とともに明らかにすることである。

具体的には、道路景観の維持管理を「道路品評会」という仕組みを用いて、地域活動として行っている熊本県阿蘇郡西原村において、現地にてヒアリング調査を行い、ローカルルールの分析及びコミュニティの道路景観保全活動の実態について考察した。

2. 西原村における道路の役割

本章では、研究対象地である熊本県阿蘇郡西原村における道路の役割や位置づけを明らかにした。具体的にはまず、地理的特徴や道路の変化を示し、人口の分析を行った。

(1) 西原村の概要¹³⁾

a) 自然的・地理的特徴

西原村は熊本県熊本市から東方 20 km、北緯 32 度 54 分、東経 130 度 90 分の地点に位置する。行政区としては阿蘇郡に属しており、阿蘇カルデラの南西部に位置し、東は阿蘇郡南阿蘇村に北は大津町、南は上益城郡御船町および同郡山都町に接しており、北西部は阿蘇くまもと空港が位置する。

村内は 9 個の嘱託区に分かれ、全体で 44 個の集落が存在する(表-1, 図-1)。1889 年に村政施行された旧山西村と旧河原村が 1960 年に合併し、西原村が発足した。

村内は西方に畑・水田や住宅地が、東方に俵山を始めとする原野が広がっている。この原野は毎年行われる野焼きにより維持されている。野焼きは村民から「山焼き」と呼ばれる。

b) 生活・資源

西原村は、熊本市内に近い村であり、村内から熊本市まで移動する時間は、車で1時間程度であるため、通勤可能な地域である。また、村内には田畑が広がっており、芋、落花生をはじめとした特産物の農業や畜産業、観光業が盛んである。昭和52年に肉用牛生産振興地域指定など、数多くの畜産業や農業に関する指定を受ける反面、将来的に村内の人口減少が予想される地域である。また、熊本県有数の観光地である阿蘇郡に隣接する村であり、村内に有数の観光地を有する。村内は、農村景観と阿蘇外輪山を臨む景観が広がる。

図-2にメッシュデータを用いて西原村の土地利用の地図を作成した。高遊地区とそれに隣接する地区は宅地が多く、他の地区は農用地が多くを占めている。観光客に向けた店舗は村内の多くの地区で見られるが、生活用品を買う店舗やコ

ンビエンスストアは高遊地区の周りに集中している。そのため、住民は生活用品や食料品を購入するために高遊地区周辺や近隣の町に出向かう必要がある。

表-1 西原村構成集落

西原村	嘱託区	集落名		
	鳥子	古閑 馬場	葛目 小園	上鳥子
小森東	袴野 風当	桑鶴 畑	大切畑 美晴台	
小森西	名ヶ迫 前鶴	万徳 新所	下小森 緑ヶ丘	
	西原	山西団地		
	宮山	出の口 日向	宮山 大峯	多々良
布田	布田	化粧塚		
高遊	高遊東 西原台	高遊中 星ヶ丘	高遊西 コモンプレッジ	
	谷	士林 門出	秋田 河原団地	田中 龍神の郷
上あげ	星田 滝	下古閑	医王寺	
	下あげ	小野 灰床	瓜生迫 猿帰	



図-1 西原村嘱託区所在

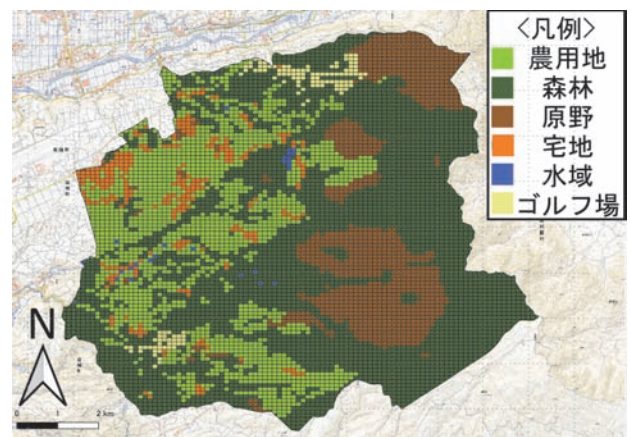


図-2 西原村土地利用図 (Q-GISにて筆者作成)

c) 西原村における集落の特徴

熊本県推計人口調査¹⁹⁾によると西原村の人口は熊本地震が起こる前の2015年の時点で6,802人であり、増加傾向にあった。熊本地震後の2017年では6,641人、2018年で6,513人と一時は減少傾向にあったが、復興が進むにつれ人口が回復し、数を増やしている。その立地の良さから、移住者も増加傾向にある。

村内の平均高齢化率は28.8%である。同年の熊本市の高齢化率は24.8%である。村内の集落単位の高齢化率は谷地区河原団地集落の8%から下あげ地区猿俣集落の82%と差があり、1つの集落が担当する村道延長も高遊地区高遊東集落の276.5mから宮山地区宮山集落の7510.3mと差がある。

図-3は各地区の住民の特徴を示した図である。鳥子地区や下あげのような村の北部や南部に属する地域は人口が少なく、高齢化率も高い。しかし、高遊地区や布田地区をはじめとした村の役場に近い地域や新興住宅地が立ち並ぶ地域は人口が多く、高齢化率が低い。

(2)道路の変化

西原村は旧山西村と旧河原村の合併後、村内では農業が盛んであったため、農地を有効活用するための農道が各地で整備された。また、熊本市内から阿蘇くまもと空港までの交通を整備するための主要基幹道が整備された。その他に、阿蘇郡との交通の便の向上のために俵山トンネルが2003年に整備された。しかし2016年の熊本地震で布田川断層を有する西原村は甚大な被害を受け、俵山トンネルも被害を受け通行できなくなったが、俵山トンネルは2019年9月に復旧した。

各地区の住民は生活用品や食料品を購入するためには近隣の町や高遊地区周りまで出向く必要があり、高齢者の多くなりつつある地区では車が必要不可欠である。村内には小学校が2校、中学校が1校存在し、高等学校は存在しない。車で送り迎えをする家庭もあるが、子どもが歩いて、または自転車で長い距離を登下校する場合もあり、安全性や子どもの負担が懸念される。

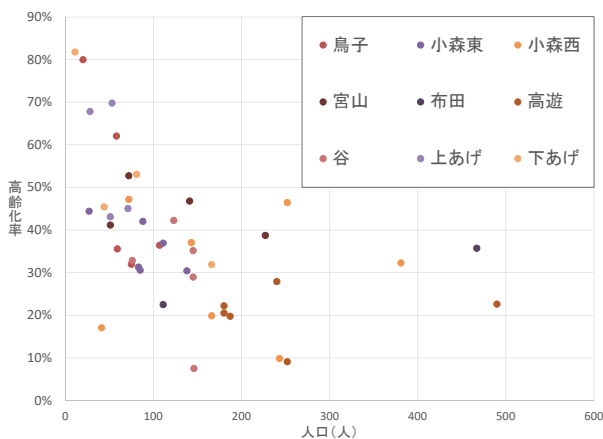


図-3 各地区の住民の特徴

(3)まとめ

以上より、西原村内の道路は、少子高齢化や、人口減少が危惧される地域だからこそ、「産業」、「生活」、「交通」、「安全」の点で他地域より重要である。

3. 西原村の道路品評会の役割に関する分析

本章では、西原村で戦後から行われている地域活動である道路品評会の実態と課題を明らかにした。具体的には、道路品評会に関するヒアリング調査により、道路品評会の概要を示した。

(1)道路品評会の概要

道路品評会の概要や実態を明らかにするため、2019年7月18日に、道路品評会を担当する西原村役場復興建設課職員3名にヒアリング調査を行った。また、2019年9月18日に行われた道路品評会審査に同行し、審査の様子を伺った。

道路品評会とは、村内の各集落が自分たちの割り当ての道路を清掃し、その状況を役場が審査し、表彰を行う仕組みである。道路清掃に関して、西原村では村内の全ての集落で年に2回、集落の村道を対象に道路清掃を行っている。道路清掃は住民から「区役」として認識されている。区役とは、自治体が地域の共有財産に関与するための役務の事であり、江戸時代に官府から課せられた公役が転じて現代においても西原村は区役を存続させている。

(2)道路品評会の評価システム

2019年現在、西原村内には44集落、1,830戸存在する。その内、約82%の世帯が道路清掃に参加している。全ての村道の延長を合計すると約106kmになる。道路清掃を行う集落には村から公金が支給されている。公金には賞金、等級賞金、特別賞金、夏季清掃金の4種類があり、「賞金」は村道の延長に比例したもの、「等級賞金」は受賞した賞に関したものの、「特別奨励金」は刈払機やトラックなどの燃料代の補助を目的としたもの、「夏季清掃金」は春と秋の他、夏(盆前)にも清掃を行う集落に対するものである。経費の予算は、総じて620万円であり、同じ村道の延長の清掃を業者に委託すると、その事業費は約6000万円かかると言われている。

区役によって道路清掃された景観は役場によって審査される。道路品評会は春と秋の2回行われ、秋は村長か副村長1名に加え、村議会議員5名、春は秋に加え嘱託区長9名が審査を行う。賞は高い方から優等、1等、2等、3等と並び、全ての集落がいずれかの賞を受賞する。審査日に、審査員が車に乗り、全ての村道を周り各集落の合計点で優等、1等、2等、3等を決める。審査に当たっては、電柱や道を基準としてルートを決めている。

審査時に審査員に配られる採点票の審査評定基準では、AからIまでが存在し、「A:特に優秀で、他の規範となる清掃作業(100点)」「C:Aには及ばないが、優秀な清掃作業(90点)」「E:標準的な作業の中で、比較的良好な清掃作業(80点)」「G:標準的な清掃作業(70点)」「標準以下の清掃作業又は実施なし(60点)」と、大まかな採点基準を示している。

(3) 道路品評会の実態と課題

道路品評会は2010年までは県道も道路清掃が行われていたが、2011年以降、交通量の増加により、道路清掃の安全性を確保する観点から、県道は対象ではなく、全ての村道が現在の審査対象である。表-3は過去10年間における道路品評会の入賞リストである。下あげ地区小野集落や上あげ地区医王寺地区をはじめとした集落が入賞を続けている。下あげ地区小野集落や上あげ地区医王寺地区をはじめとした、過去10年間で入賞を続けている地区の多くは、村役場や店舗が立ち並ぶ中心地から離れており、高齢化率が高く、道路清掃を行う村道の延長が長いという特徴がある。道路清掃を行う上で負担の大きい地域ほど、道路品評会において入賞を続けているという傾向がある。

西原村内の集落は、集落間で規模や立地等の地理的な差異や人口や住民属性等の人的差異が大きい村である。道路清掃を行うことは集落の大きい負担であるため、高齢者の多い集落や、人口の少ない集落では存続させていくことが困難であるところも多い。しかし、現在では全ての集落で共通して道路清掃を行っている。

4. 道路清掃に着目した集落のローカルルール抽出

本章では、各集落のローカルルールの抽出を行った。そのために、西原村内の各集落にヒアリング調査を行い、実際に述べられていた言葉を基に、西原村内の集落におけるローカルルールを抽出を行った。

(1) 西原村内の集落に対するヒアリング調査

各集落の道路清掃の現状と集落に関する概要を調べるため、前節を参考に、道路品評会の評価、人口、高齢化率等を基準に特に道路清掃に特徴のある10地区を選定した。ヒアリング調査は、①集落での道路清掃の状況、②集落における道路清掃のルールについて、③道路清掃以外の地域の区役についての3項目を調査項目として事前に送付し、インタビュー形式で地域に関する質問を交え、自由に回答してもらった。ヒアリング項目とヒアリング対象地区をそれぞれ表-4に示した。その後、得られた結果を表-5に示した。集落に対するヒアリング調査によっ

てローカルルールを抽出した。その結果、①道路清掃に関するローカルルール、②集落運営に関するローカルルールに二分することができた。

表-2 道路品評会の経費一覧

経費	内訳	小計
1 賞金(報償費)	1戸当たり延長×710円/m	277万円
2 等級賞金	優等 5万円	2集落
	1等 3.5万円	4集落
	2等 2万円	6集落
	3等 1.5万円	26集落
3 特別奨励金	202万円/延長合計×地区延長	202万円
4 夏季清掃金	実施集落のみ 0.8万円+(35万円/実施延長合計×地区実施延長)	59万円

集落名	審査結果評定				
	60	70	80	90	100
布田	普通				
	H	G	F	E	D C B A
化粧塚	普通				
	H	G	F	E	D C B A

【審査評定基準】
A:特に優秀で、他の規範となる清掃作業。(100点)
C:Aには及ばないが、優秀な清掃作業。(90点)
E:標準的な作業の中では、比較的良好な清掃作業。(80点)
G:標準的な清掃作業。(70点)
I:標準以下の清掃作業又は実施なし。(60点)

図-4 道品評会の採点表(一部抜粋)



写真-1 道路清掃前の風景 写真-2 道路清掃後の風景

表-3 道路品評会の過去10年間の入賞リスト

西暦	優等	1等		2等				
2019年	小野	医王寺	滝	馬場	下古閑	宮山	大切畑	
	上鳥子	葛目	古閑		桑鶴	猿狩		
2018年	葛目	医王寺	滝		多々良	馬場	古閑	
	小野	上鳥子	桑鶴		宮山	瓜生迫	日向	
2017年	小野	葛目	滝		馬場	桑鶴	小園	
	上鳥子	医王寺	宮山		下古閑	多々良	布田	
2016年	小野	上鳥子	葛目	桑鶴				
	医王寺	滝	下古閑					震災時のため優等1等のみ掲載
2015年	小野	葛目	滝		馬場	古閑	下古閑	
	医王寺	上鳥子	大切畑		出の口	宮山	桑鶴	
2014年	小野	葛目	大切畑		桑鶴	古閑	多々良	風当
	医王寺	上鳥子	滝		宮山	出の口	馬場	
2013年	医王寺	葛目	上鳥子		滝	宮山	布田	下古閑
	小野	大切畑	桑鶴		古閑	出の口	馬場	
2012年	小野	葛目	宮山	大切畑		出の口	下古閑	多々良
	医王寺	上鳥子	古閑		滝	布田		
2011年	医王寺	葛目	滝		出の口	下古閑	多々良	
	小野	上鳥子	宮山		大切畑	古閑	布田	
2010年	医王寺	出の口	葛目		大切畑	滝	袴野	
	小野	宮山	上鳥子		下古閑	多々良	瓜生迫	

表-4 ヒアリング項目

調査対象	道路清掃及び集落の体系に詳しい住民の方
調査時期	2019年 7月18日, 8月30日, 11月29日, 12月7日 12月9日, 12月10日, 12月12日, 12月15日 2020年 1月5日, 1月22日
調査対象地区	A:葛目, B:高遊中, C:風当, D:下小森, E:緑ヶ丘 F:出の口, G:布田, H:小野, I:龍神の郷, J:医王寺
調査事項	・道路清掃の詳細 ・集落で行っている地域活動 ・熊本地震の話 ・集落内で活動している団体

(2) 道路清掃に関するローカルルールの抽出

a) 草の切り方に関するローカルルール

また、道路清掃を行うときの草の切り方にも地域によるローカルルールが存在した。「1度目は普通の刈払機で刈り、2度目に紐の刈払機で刈った後、刈った草を捨てた後でブローで清掃を行う（小野集落）」「西原村役場からは高土手はひと払い（約2m）の範囲で構わないと言われているが、全て切る（小野集落）」、「高齢化が進み高土手はもう全て切れなくなったが、できるだけは切っている（医王寺集落）」のようなルールが抽出された。

b) 清掃場所に関するローカルルール

道路清掃以外の清掃場所の集落特有のルールが存在した。「川の清掃も同時にする（布田地区）」「溝底掃除もする（小野集落）」「まだ家の建っていない分譲地の草刈りもする」「道に面する畑は道路清掃の前日までに予め刈っておく（医王寺集落 他）」のように、本来は道路品評会において審査対象ではない場所も特定の集落において、道路清掃を行っている。

c) 清掃時期に関するローカルルール

一方、道路清掃時期に関するローカルルールも抽出された。道路品評会は春と秋の1年に2回行われ、どの集落も2回の品評会の事前に道路清掃を行うが、一方で、集落によっては夏場の盆の時期にも道路清掃を行うところが存在した。

d) 区役を行う年齢に関するローカルルール

調査により、区役には各集落独自の決まり事が存在していた。区役の免除のルールは多くの集落で存在していた。道路清掃は、ヒアリングを行った多くの集落で各世帯から1人は区役に参加しなければならないという決まりがあった。しかし、高齢者のみの世帯など、負担の大きい世帯は、区役の参加は任意との決まりがあるが、いずれの集落も「70～75歳くらいが区役免除（布田集落）」「70歳以上が区役免除だが、来る人は来る（出の口集落）」など、区役免除の年齢の認識が曖昧な集落や、区役免除の年齢が設定されていても区役に参加する人が

多い集落が存在した。

e) 道路清掃の公金に関するローカルルール

区役に対する道路清掃の公金の使い方にも集落特有の知恵と経験が蓄積されていた。通常の集落は、刈払機の燃料やトラックなど器具や車を出した人に対する謝礼等に当てているが、道路品評会で高い評価を受けている地区を始めとした集落では、刈払機の刃を配布している地域が存在した。

(3) 集落運営に関するローカルルールの抽出

c) 集落システムに関するローカルルール

いずれの集落も区役と、寄合・総会と呼ばれる寄合が共通して存在した。寄合は集落の住民として生活するために必要な協議会である。区役はどの集落も「やって当たり前」との認識が強いため、区役と寄合は集落のシステムに関わる地域活動であると考えられる。

d) 区役に関するローカルルール

また、区役も全集落で共通して行われていた。区役は、道路清掃の「道の区役」と防火線切りや山焼きなどの「原野（山）の区役」、田に水を引くための用水路である井手の清掃の「井手区役」の3つに分類できることがわかった。山や原野のない地域では山の区役は存在せず、井手区役も存在しないところがあるが、道の区役はどの集落でも共通して見られた。

b) 交流行事に関するローカルルール

集落運営に携わる寄合と各区役、地域活動後の飲み会、花見、どんどや（左義長）、祭りの他、神事や集落内外の交流行事、区役以外の地域内清掃が活動として見られた。祭りの中でも、夏祭りの他に、「妙見さん祭り、水神さん祭り（葛目集落）」「先祖祭り（葛目集落 他）」「天神さん祭り（出の口集落）」のようなものが存在した。交流行事の中では、「カラオケ大会（下小森集落）」「ペタンク大会（風当集落）」「敬老会（小野集落他）」が存在した。

a) 慰労会に関するローカルルール

多くの集落で区役の後に「慰労会」という飲み会を開催していることがわかった。このような慰労会は、神社の神事、例大祭をはじめとした地域の歴史に関わる活動や祭り、区役などの多くの地域活動の後に開催されていた。このような慰労会は地域によっては衰退傾向にあるところもあるが、今尚行われている。「道草刈りの後の一杯が格別（葛目集落）」のように、どの集落も慰労会を大切にし、楽しみにもしていることがわかった。

e) その他の活動に関するローカルルール

集落では老人会、消防団や子ども会といったものが抽出された。これらの団体は、どんどやや、祭りなどの地

域活動の運営に関わる。区役に参加しない女性や子どもの世代は地域活動の場が地域におけるコミュニケーションを交わす場となっている。このような地域団体は年々減少傾向であり、少子高齢化による子どもの減少では子ども会自体がなくなったり、近くの集落と統合していたりすることが多い。

5. ローカルルールにみる道路清掃と地域コミュニティの関係性の考察

本章では、西原村における道路景観の維持管理について西原村の地域コミュニティの構造を用いて考察した。具体的には、集落運営の構造化を行い、道路品評会の役割とその要因について考察を行った。

表5 ヒアリング調査結果
(△は今回の調査で聞き取れなかった箇所)

囃託区 集落名	鳥子	高遊	小森東	小森西		宮山	布田	下あげ	谷	上あげ
	葛目	高遊中	風当	下小森	緑ヶ丘	出口	布田	小野	龍神の郷	医王寺
延長 (km)	1.4	1.8	0.8	2.5	1.5	3	7	4.9	0.1	2
宅地(戸)	6	180	23	68	80	40	120	50	15	10
品評会評定 不参金	高 無	普 有 (3000円)	普 有 (5000円)	普 有 (5000円)	普 無	高 有 (3000円)	普 有 (3~5000円)	高 有 (4000円)	普 無	高 無
土地の特徴	石垣・岩盤	住宅地	畑・平坦	畑・平坦・道路	住宅地・畑	畑	畑・平坦	斜面・高土手	住宅地	林道・農地
区役免除	有 (70歳)	有 (75歳)	有 (70歳)	有 (75歳)	無	有 (70歳)	有 (70~75歳)	有 (73歳)	無	無
清掃器具	集落所有	ほぼ個人所有	個人所有	刈払機が個人 他は集落所有	刈払機、熊手が個人 他は集落所有	刈払機が個人 プロアアが集落 所有	個人所有	刈払機が個人 プロアアが集落 所有	個人所有	個人所有
ボランティア	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無
清掃形態	2日以下切り その後清掃	2時間で1度切り プロアアかけ	半日で1度切り プロアアかけ	半日で1度切り プロアアかけ	半日で1度切り プロアアかけ	半日で1度切り プロアアかけ	半日で1度切り プロアアかけ	半日で2度切り プロアアかけ	半日で1度切り プロアアかけ	1日弱で1度刈り プロアアかけ
刈草の処理	山	村指定の場所	村指定の場所	村指定の場所	個人所有の林	山	集落指定	自分の畑	集落指定の場	集落指定の場
道路清掃の維持	不可	可	可	可	可	難しい	可	可	可	不可
財政	ボランティア	燃料 刃 トラックの賃料	燃料	△	刃 燃料 トラック	燃料 刃 器具を出した人	刃 燃料	刃 燃料	無	燃料・刃
住民	高齢者のみ	新規住民が多い	60台がメインで 若手が多い	60歳以上で半分 を占める 高齢者がメイン	40代がメイン 担い手が多い	60台がメイン 若手が多い	担い手が多い 来れる人には来 てもらう	担い手が多い 来れる人には来 てもらう	若手が多い	高齢者が多い
備考	80歳でも 来てもらう	2回の清掃を 2組でわける	他グループでの 草刈り	大字小森での原 野管理	調整池の清掃 溝洗い	大字小森での原 野管理	川の清掃も行う 山の管理を行う	自分の家周辺は 事前清掃	分譲地の清掃	自分の畑は 事前に清掃

表6 西原村内の集落におけるローカルルール
(△は今回の調査で聞き取れなかった箇所, ×は存在していなかった箇所)

囃託区	集落名	道路清掃に関するローカルルール										集落に関するローカルルール	
		道路以外の清掃	刈草の処理	時間	切り方	公金	区役免除	不参金	清掃期間	その他	土地	その他	
鳥子	葛目	×	山に放棄	2日	2度切り	ボランティア	有 (70歳)	無	春盆秋	集落出身者に 手伝ってもらう	岩壁を紐刈払機で切る	昔住民で道路を造った	
高遊	高遊中	公民館の清掃	村指定の場所	2時間	1度切り	燃料 刃	有 (75歳)	有 (3000円)	春秋	2回の清掃を 2組で分担	×		
小森東	風当	墓の清掃	村指定の場所	半日	1度切り	燃料	有 (70歳)	有 (5000円)	春秋	別グループでの 草刈り	牧野組合で牧野の管理		
小森西	下小森	×	村指定の場所	半日	1度切り	△	有 (75歳)	有 (5000円)	春秋	区役免除でも 来る人がある	原野の管理を行う		
	緑ヶ丘	調整池の清掃 溝洗い	個人所有の林	半日	1度切り	刃 燃料 トラック	無	無	春秋		×	自治会で街灯行事	
宮山	出口	×	山 牛の飼料	半日	1度切り	刃 燃料 器具を出した人	有 (70歳)	有 (3000円)	春盆秋	区役免除でも 来る人がある	牧野組合で牧野の管理	住民で水道を造った	
布田	布田	川の清掃 高土手はできるだけ	集落指定の場	半日	1度切り	刃 燃料 飲み会	有 (70~75)	有 (3~5000円)	春盆秋		山と川の管理	引越した家が組を変え ない家庭もある 住民で公園を造った	
下あげ	小野	畑は前日に切っておく 溝底掃除 高土手を全て切る	自分の畑	半日	2度切り	刃 燃料 飲み会	有 (73歳)	有 (4000円)	春盆秋	高土手を全部切る	×	集合時間には準備 が終わっている	
谷	龍神の郷	分譲地の清掃	集落指定の場	半日	1度切り	—	無	無	春秋	助成金申請を していない	×	分譲地の整備	
上あげ	医王寺	高土手はできるだけ 井出の清掃	集落指定の場	1日弱	1度切り	刃 燃料 飲み会	無	無	春盆秋		×		

(1) 道路清掃に関するローカルルールの考察

集落における道路清掃の形態について、他の集落では村から指定されている、地上から約2mという範囲で1度刈払機で草を刈り、ブローで清掃するという形態が多いが、小野集落や医王寺集落のような集落は独自の草刈りに関するルールが存在していることがわかった。これらの集落は道路品評会において常に高い評価を受けている地域であり、「小野集落の人はみんな負けず嫌い（小野集落）」、「清掃後は綺麗で感激だ（葛目集落）」「やるからにはきれいにしたい（下小森集落）」のように集落の運営システムとして、義務の側面が強い道路清掃だが、義務の中にも集落に対する「愛着」や「誇り」が発生していた。

道路清掃を行う際の予算の使い方に関するローカルルールでは、「自前の刃だと消耗してしまい、なかなか思い切って刈ることができない。刃をもらうから道の草を根元から思い切って切れる。（上あげ地区小野集落）」のように、より良い清掃を行うための知恵とシステムが存在し、地域に適した維持管理方法が醸成していた。

道路清掃において、川や井手のような道路ではない場所を清掃する集落について、集落では、道路品評会が単なる地域活動として認識されているわけではなく、道路品評会をきっかけとして、畑や河川、溝等の住民自身の生活の基盤の環境や景観を向上していこうとする意志が共通して見られた。西原村では、道路品評会のために道路清掃をこなすというわけではなく、他の地域に住む人などとのコミュニケーションの場であることがわかった。

(2) 集落運営に関するローカルルールの考察

西原村の集落運営には、集落の自治会に加入した住民の義務である「寄合」と「区役」が軸になっていることがわかった。一方、地域活動に関して、寄合は話し合いの場であり、事務的な側面が強い。実際に住民同士が交流を深めるには、「区役」というアクティビティが発生する活動が、集落のコミュニティを継続させている。特に「道の区役」は井手や原野の有無に関わらず、村内全ての集落が行っている。いずれの集落も「区役はして当たり前（小野集落他）」との認識が強く、区役という地域活動が地域コミュニティと密接に関わってきた。また、「まず区役に出てもらってその後地域の他の活動に来てもらう（龍神の郷集落）」、「寄合で他の住民に紹介し、まず区役に出てもらう（下小森集落）」など、新規の住民が加入する時は、まず区役（道路清掃）が基盤となり地域コミュニティへの加入の足掛けとなっていることがわかった。

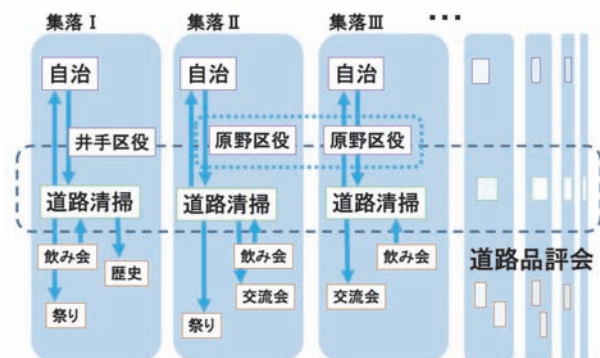
また、地域活動後の慰労会が開催される地域では、慰労会のような飲み会の場が、地域活動への活力となり活

動を支えていた。

(3) まとめ

ヒアリング調査によって抽出された道路清掃に関するローカルルールの考察の結果、道路清掃は当たり前の行為ではなく自分の清掃区域に適したルールの醸成や、区役免除年や公金の使い方等、住民が道路清掃を継続させる仕組みが確立させている。西原村の住人は、戦後から道路周辺部を清掃することで、道路景観を創出してきた。道路基盤は公共財であるが、住民によって維持管理をされ、守られてきた道路空間が創出する道路景観は、コモンズ性を有する。道路清掃を行う中で、維持管理を行う公共財に関するローカルルールは、コモンズに対する知恵や経験が蓄積されており、地域風土に適した景観を創出する礎となっている。また、住民自身が道路に対する権利と義務を認識しているため、地域を良くしていこうとする当事者意識と、それに基づく自負心、いわゆるシビックプライドの醸成に寄与してきた。

また、集落運営に関するローカルルールの分析の結果、区役が寄合と共に、集落における運営システムの一部となり、集落の運営の支えであることがわかった。区役を特に運営されている西原村内の集落では、特に道路の区役はどの集落でも共通しており、区役を通して地域の活動に参加する、他の世帯との交流になる等、道路清掃を機に他の交流や活動に発展している。従って、西原村において、道路品評会のための道路清掃が、集落における運営システムの一部となっていた、組織の内部における人と人との同質的な結びつきで、組織内部での信頼や協力、結束力を生む結合型のソーシャルキャピタルの形成がされてきた。また、コモンズ性が守られてきた背景に道路品評会というシステムが存在しており、地域コミュニティと道路品評会及び道路景観は相互に作用して成り立たせている。全ての集落で道路清掃が行われていくことにより道路品評会としての競技制に基づいた道路景観創出の意識に寄与している。異なる間における異質な人や組織、価値観を結びつける橋渡し型のソーシャルキャピタルの形成がされてきた。



6. おわりに

本章では、各章での成果と結果を整理し、熊本県西原村においてコモンズ性を有する道路景観の保全システムとローカルルールを、地域コミュニティによる保全活動の実態とともに明らかにした。

(1)まとめ

2章では、人口や道路のデータを分析することで西原村における道路の役割を明らかにした。過疎化が予想される地域だからこそ生活をするために必要な道路空間は様々な側面で多くの役割を担っていた。

3章では、西原村役場へのヒアリング調査や道路品評会への同行を行った後、西原村村内における道路品評会の役割について分析を行った。西原村が有する44の集落は人口や立地上の属性の差異が多いが、村内の道路景観を審査する道路品評会という活動の為の道路清掃ほどの集落も行っており、共通していた。

4章では、集落に対してヒアリング調査を行い、各集落の道路清掃を基盤としたローカルルールの抽出を行った。その結果、抽出されたローカルルールには「道路清掃に関するローカルルール」「集落運営に関するローカルルール」の二分されることがわかった。

5章では、それぞれのローカルルールについて分析を行った。道路清掃が集落のシステムの基盤となり、コミュニティ参加への足掛けになっていることや、地域活動への契機になっていたりする等の集落の軸になっていることがわかった。西原村内の道路景観はコモンズ性を有しており、その維持を行う区役という地域活動が集落としての運営の軸となっていた。

(2)結論

道路品評会という道路景観を評価する活動は戦後から行われており、西原村に属する全集落が参加している。道路品評会のための道路清掃という道路景観を地域住民自らが創出する活動が集落運営の軸になる他、協働意識の形成や集落コミュニティの強化に繋がっていた。

(3)今後の展望

本研究では、道路空間を役場が審査するという西原村における伝統的な地域活動である道路品評会を①西原村、②各集落の2つの視点から分析を行い、道路景観の維持要因について考察を行った。

しかし、特異性を有する地域内で分析を行うだけでなく、西原村外の道路清掃を行っている地域との比較をす

ることが今後の課題である。

謝辞:本研究を進めるにあたり、丁寧なご指導を頂いた阿蘇持続可能な社会研究所の内田安弘所長に厚くお礼申し上げます。また、本研究に対して、様々なご協力を頂いた西原村の皆様、に感謝の意を表します。

参考文献

- 1) 少子高齢化時代におけるコミュニティの役割『立法と調査』第228号(2009.1)189~190.
- 2) 高坂晶子:地域経済振興におけるローカル・ルールの可能性:条例を中心に,Japan Research Institute review 2017(2), 71-95, 2017.
- 3) 伊藤修一郎:コモンズのルールとしての景観条例:いつ,どこで,行政指導は機能するか,日本政治学会年報政治学 54(0), 229-244, 2003.
- 4) 佐々木哲也,佐々木葉:セルフビルドによる道づくり,景観・デザイン研究講演集,2006.
- 5) 箕浦一哉:道路景観保全活動における市民との協働が地方自治体職員の認識と行動に与える効果ー「八ヶ岳南麓風景街道の会」を事例にー,土木学会論文集G(環境) 70(6),II 267-II 278, 2014.
- 6) 榊原和彦:公共事業における良好な景観づくり:公共事業の経緯と高速道路景観の事例から,環境技術学会,33(8), 601-605, 2004
- 7) 中嶋伸恵,田中尚人:水辺空間を基盤とした地域コミュニティの形成に関する研究土木学会論文集 D,Vol.64,No.2,168-178,2008,4.
- 8) 田中尚人,二村春香:水辺の都市形成におけるコミュニティの変化に関する研究,土木計画学研究・論文集,No.23,no.2,2006,9.
- 9) 大澤啓志:伝統的地域資源の管理・利用に見る環境思想と農村計画,農村計画学会誌,34, 3, 337-340,2015.
- 10) 藤田渡:ローカル・コモンズにおける地域住民の「主体性」の所在ー実践コミュニティの生成と権力関係についてー,文化人類学,Vol.76,No.2, 125-145,2011.
- 11) 佐野静代:中近世における水辺の「コモンズ」と村落・荘郷・宮座ー琵琶湖の「供祭エリ」と河海の「無縁性」をめぐってー,史林 88(6), 845-878, 2005-11.
- 12) 吉住優子,舟橋國男,木多道宏:島原市の湧水資源における共有のしくみに関する研究 日本都市計画学会 37,1015-1020,2002.
- 13) 西原村村史,西原村史編纂委員会,2019.
- 14) 熊本県推計人口調査,熊本県ホームページ
https://www.pref.kumamoto.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=3&class_set_id=1&class_id=5134